

諸外国の違法有害情報対策の状況

2008年7月17日

株式会社三菱総合研究所

1. 米国の動向

- ・ 米国では携帯キャリアが自主的に独自のフィルタリングサービスを提供している。
- ・ インターネットについては一部法律による対応が行われている。

■ 携帯電話に関する対応

- 業界団体CTIAが“Wireless Content Guidelines”を設定している。
- 主として各携帯キャリアが自主的にフィルタリングサービスへの対応を行っている。
 - 公式サイト及びWAPサイトが対象。
 - 携帯キャリアが独自にフィルタリングサービスを提供しており、サービスの対象範囲には差がある。
→ 青少年による成人サイトへのアクセス禁止サービス、年齢に応じた4段階のレイティングなど。
- フィルタリングサービスはデフォルトでオフにセットされている(AT&Tの場合)。

■ インターネットに関する対応

- CIPA: Children's Internet Protection Act (2000)
 - 公立学校や図書館に対し、フィルタリングの導入を義務付ける。
- Protection of Children From Sexual Predators Act of 1998 (1999年改正法)
 - ISPに対し、自社管理サーバに児童ポルノ関連コンテンツが掲載されていることを知った場合、NCMEC (National Center for Missing and Exploited Children)に設置されたCyberTiplineへの通報を義務付ける。
- 非営利団体のアクティビティの高さ
 - 政府、州、民間企業により構成されるiKeepSafe (Internet Keep Safe Coalition)では、インターネットの公正な利用方法について、親、教育機関、子供に対し、情報発信ならびに指導を行っている。

2. 欧州の動向

- ・ インターネット上の違法有害情報から児童を保護する活動は行われている。
- ・ しかし、拘束力を有する「指令」を出すまでには至っていない。

■ 携帯電話に関する対応

■ European Framework on Safer Mobile Use by Younger Teenagers and Children (2007)

- 携帯電話を使用する児童の保護について、2008年2月までに業界が自主規制コードをまとめることで合意。
- 成人向けコンテンツへのアクセス制御、コンテンツ分類、親子の啓蒙キャンペーンなどに対する支援実施。

■ インターネットに関する対応

■ Safer Internet (2005)

- 4,500万ユーロの予算を計上。

■ Safer Internet Plus Programme (2008.2)

- 活動領域として以下の4分野が挙げられている。
 - 「違法コンテンツの取り締まり」（ホットライン/ヘルプライン、INHOPEネットワークへの参加）
 - 「有害・望ましくないコンテンツへの取り組み」（フィルタリングの効果測定と開発支援）
 - 「安全な環境の促進」（自主規制フォーラムの設立支援）
 - 「意識向上」（InSafeネットワークの形成支援）
- EU加盟国に対して法規制等の実施を促す行動計画はない。
- EU加盟各国や各団体との連携を重視した内容となっている。

参考: Internet Hotline Providers (INHOPE)

■ インターネットホットラインの国際的なネットワーク

- 1999年11月に成立。
- 当初は8カ国のInternet Hotline Centerによる連携。その後世界各国に拡大。
 - 発足時: オーストラリア、オーストリア、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、英国、米国。
- 2008年6月現在、欧州、アジア、北米、オーストラリアの29カ国33機関が加盟している。
- 各国のインターネットホットラインの調整、支援を行い、インターネット上の違法・有害コンテンツの流通を止めることを目指す。
- EC (European Commission) の Safer Internet Action Plan の基金によって設立。
 - 2006年にMicrosoftとMoUを結び、財政的支援等を受けている。

※ Safer Internet Plus Programmeの4つの対策

- ① 違法情報対策
- ② 有害情報対策
- ③ 安全な環境の促進、
- ④ 意識向上

このうち、①を担う機関として活動している。



3. 英国の動向

- ・ 携帯によるアクセスについてはキャリアによる厳しめの自主規制が行われている。
- ・ ブラックリスト方式により青少年の成人向けサイト等へのアクセスをデフォルトで禁止。

■ 携帯電話に関する対応

- **UK code of practice for the self-regulation of new forms of content on mobiles (2004)**
 - 携帯電話キャリア6社により自主的なガイドラインが定められ、それに沿った自主規制が行われている。
- IWF (Internet Watch Foundation) のブラックリストと、IMCB (Independent Mobile Classification Body) の定めるカテゴリが主として利用されている。
- 携帯キャリアに依存するが総じて厳しいコンテンツの自主規制基準を課している。
 - 出荷時からフィルタリングを実施。18歳以上で且つフィルタリング解除を求めた場合に、アクセス禁止を解除できるようにしている (Opt-Out) 携帯キャリアがある。
 - モデレータがいるチャットルームには青少年もアクセス可能。モデレータがいない場合は成人しかアクセスできないという基準をとっている携帯キャリアがある。

■ インターネットに関する対応

- 法律やガイドラインによる義務付けは特に行われていない。
- Good Practice Guidance for the Moderation of Interactive Services for Childrenを規定。
 - 政府、警察、インターネット業界がメンバーとなっているInternet Taskforce for Child Protection on the Internetが児童保護活動の一環として行っている。

参考：バイロンレビュー（英国）

■ Safer Children in a Digital World: the report of the Byron Review

- 2008年3月27日公表。
- ブラウン首相の要請（2007年9月6日）により、臨床心理学者のDr. Tanya Byronが、インターネットとビデオゲーム上の有害・不適切な情報の子供への危険性を検討した。
- 基本的な考え方
 - 子供や青少年は、自分たち自身の安全性を確保するために、自らをエンパワーする必要がある。
 - 公共のプールでゲートや標識が掲げられ、ライフガードが監視しているように、子供たちに泳ぎ方について教えることが必要である。
- インターネットに関する主な提言
 - 英国子供のインターネットの安全に関する審議会（UK Council on Child Internet Safety）を設置し、各会、省庁間の連携を推進する。
 - 審議会を通じ、関連業界は自主的な「行動規範（Code of Practice）」を定め、利用者が制作するコンテンツのモデレートや、ペアレンタルコントロール用ソフトへのアクセスの改善等を行えるようにする。
 - 子供とその両親のスキル向上のために持続可能な教育等を実施する。

■ The Byron Review Action Plan （2008年6月24日公表）

- 2008年9月にUK Council on Child Internet Safetyを立ち上げ、2010年10月に効果を評価。
- 産業界とUKCCISは、2008年末までに「行動規範」に関するWGを立ち上げる。
- 2008年8月からChild Safety Awareness Campaignを開始。900万£の支援を行う。

参考：バイロンレビュー（英国）

- Byron Reviewに対する反応
- Ofcom's Response to the Byron Review
 - 2008年3月27日公表
 - 主な指摘
 - 青少年とその親のメディアリテラシーの向上が必要。
 - 関連業界による自主規制の促進・拡充が必要。
- ISPA UK “Byron Review incorporates ISPA's key recommendations”
 - 2008年3月27日公表
 - 主な指摘
 - 英国子供のインターネットの安全に関する審議会の設置や、インターネットの安全な利用に関する包括的なキャンペーンの推進について提唱しており、それが採用され、政府の役割が明確に提示されたことに歓迎の意を表明する。
 - 「行動規範」について、どのように設定されてモニタリング等を行うことになるか、更なる明確化を求める。

4. 独国の動向

- ・ 携帯電話ではポータルサイトにおいて有害サイトを非表示する対応が一般的である。
- ・ 子供向けにホワイトリスト方式のサイト提供も行われている。

■ 携帯電話に関する対応

- 携帯キャリアは「携帯電話利用における青少年保護のための携帯電話事業者の行動規範」(2005)に合意し、「マルチメディアサービス提供者自主規制協会(FSM)」に加盟。

- 「携帯電話事業者の自主規制(2007年10月)」の共同措置に基づき、各キャリアが自主的に対応。
- 未成年者はプリペイド式を含め携帯電話契約を結べない。成人が契約し、未成年者に手渡す方法をとる。

- 携帯キャリアが自主的に対応している。

- 携帯キャリアのポータルサイトは、予め設定することで子供用携帯電話の表示からリンクを削除可能。
- 購入時、インターネット接続はオフのことが多く、オンにするには契約等が改めて必要になる場合が多い。
→ インターネット接続をオンにする際にペアレンタルコントロール等を選ぶことができる。

■ インターネットに関する対応

- 青少年メディア保護に関する州政府間規約(JMStV)。

- プロバイダに対し、有害コンテンツが青少年の目に触れないよう配慮を義務付け。
- 違法有害情報は、中央苦情ホットライン(ドイツインターネット事業連盟とFSMIによる運営)で監視され、犯罪に当たる情報はドイツ連邦刑事庁に通報されている。

- 子供のためのインターネット推進会議により、子供向けに特化した空間を構築。

- 当該推進会議は、FSMの主導下で経済界、各種団体およびドイツ連邦政府により運営され、子供と青少年に適したインターネットサイトをまとめた「ポジティブリスト」を作成することを活動の目的としている。

5. 仏国の動向

- ・ 携帯電話については憲章をもとに各キャリアが自主規制を行っている。
- ・ 青少年向け端末にはフィルタリングサービスへ加入を勧めることを義務付けている。

■ 携帯電話に関する対応

- 家族省と携帯キャリアの間で「モバイルマルチメディアコンテンツに関する取り組み憲章 (la Charte d'engagements des Opérateurs sur le contenu multimédia mobile)」を締結。
 - 携帯キャリアに対し、子供・青少年用のフィルタリングツールの無料提供を義務付け。
 - 携帯キャリアに対し、子供用携帯電話を購入する親にフィルタリングサービス加入を勧めることを義務付け。
 - モバイルマルチメディアコンテンツのクラス分け作業を実施、現在も推敲中、完了後各キャリアの対応に反映。
 - 行政や事業者の課す規則ではなく、むしろ消費者の自主的な「親による管理 (Contrôle parental)」を促進。
- 携帯キャリアにより多様なフィルタリングサービスが提供されている。
 - 公式サイトとWAPサイトのみ対象。
 - 青少年に有害なサイト一般を規制する、ポータル以外へのアクセスを禁止する、など対応に差がある。

■ インターネットに関する対応

- デジタル経済における信用性に関する法律
 - 公衆向けオンライン通信サービスのアクセスを提供する事業者に、フィルタリングサービスの説明(提案)を義務付け。
 - 政府機関や監督官庁は、プロバイダに対し違法・有害情報の削除を要請あるいは命令することはできない。
 - 司法機関はフィルタリングの設置やアクセス制限を要請あるいは命令できる。
- プロバイダ/ホスティング会社による自主的な対応は行われていない。
 - 違法・有害情報ホットラインに寄せられる苦情の98%で、プロバイダ/ホスティング会社がアクセス遮断を実施。

6. 豪州の動向

- ・ 携帯電話のフィルタリングサービスは開発未了のため現時点で提供されていない。
- ・ インターネットの有害コンテンツは独立行政機関による削除命令が可能となっている。

■ 携帯電話に関する対応

- 各キャリアが自主的にペアレンタルコントロール機能を提供している。
 - デフォルトでオンになっており、18歳以上の場合、希望すればアクセス禁止を解除 (Opt-out) できる。
 - コンテンツ提供側には、成人向けコンテンツに対しRAS (Restricted Access System) の提供を定めている。
- 業界団体 **Communications Alliance** による自主規制がある。
 - **MPSI (Mobile Premium Services Industry Scheme)**。
- フィルタリングサービスは現在未提供、携帯キャリア数社で開発中。

■ インターネットに関する対応

- Broadcasting Services Act 1992 (2007年改正法)
 - ACMA (Australian Communications and Media Authority) は、コンテンツプロバイダに対し、禁止もしくは禁止される可能性のあるコンテンツについて、削除、サービス停止、リンク削除等の対応を求める機能を担う。また、プロバイダはこの指示に応じる義務がある。
 - ISP に対して、ユーザが自宅でアクセス制御できるようなツールを提供することを義務付け。
- Declaration of Restricted Access System 2007
 - RAS (R18+、MA15+ のコンテンツに対し年齢確認を行うシステム) の提供について定めている。
- Guidelines for the Classification of Films and Computer Games 2005
 - Classification Board によって設けられているコンテンツの分類基準。RC, X18+, R18+, MA15+ など。

7. 韓国の動向

- ・ 携帯電話については携帯キャリアの自主的な対応が行われている。
- ・ 住民登録番号による登録により、青少年へのサービス提供を防いでいる。

■ 携帯電話に関する対応

■ 携帯キャリアによる対応

- 携帯電話で一般のインターネットアクセスへのアクセスは出来ない。公式サイトの利用が中心となっている。
- **青少年保護法**に基づき、青少年の携帯電話に対し、携帯キャリアによるアクセス制御の設定が行われる。
→ 成人指定コンテンツのサイトへのアクセスを携帯キャリアが自主的に遮断。
- 携帯電話の購入時に住民登録番号の申告が求められるため、年齢の詐称は不可能。

■ コンテンツ提供者側による対応

- 成人指定コンテンツを提供する事業者は、サービス提供時に住民登録番号等による登録を求めることが多い。

■ インターネットに関する対応

■ 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律

- わいせつなコンテンツや青少年有害媒体物等に対し、法令の取り扱いに反した形で情報が流通していた場合、情報通信部長官が所定の手続きを経て、ISPに対し情報の取り扱い拒否等を命令することを可能にした。

■ 青少年有害媒体物遮断機能(youth.rat)

- マイクロソフト社のインターネットエクスプローラー向けのコンテンツフィルタが提供されている。
→ 青少年保護法に基づいて青少年有害媒体物とされた韓国国内のサイトを遮断する。

■ Safe Net

- 情報通信倫理委員会が提案・運営。
- レイティング規格の設計を行い、この基準に基づくフィルタリングソフトの紹介を行っている。

参考：インターネット・携帯電話への法的対応状況

- ・ インターネットでは各国ともプロバイダに対し責任制限規定が存在する。
- ・ 携帯電話では業界団体の自主規制とキャリアの自主的な対応が大勢を占めている。

	米国	英国	独国	仏国	豪州	韓国
【インターネット】						
プロバイダ責任制限	あり	あり	あり	あり	あり	あり
法律によるフィルタリング義務	導入義務 (公立学校や図書館)	—	—	説明/提案 義務	サービス 提供義務	—
プロバイダに対する 削除命令	—	—	—	—	所管官庁 により可能 (ACMA)	所管官庁 により可能 (情報通信部)
【携帯電話】						
携帯電話普及状況	10-14歳で51% 15-69歳で100% (2007年)	12-18歳で40% (2006年)	12-19歳で94% (2007年)	12-17歳で80% [携帯インターネット23%] (2006年)	14-17歳で75% (2006年)	10代で 携帯インターネット91% (2006年9月)
法的規制	—	—	—	—	—	あり (青少年保護法)
業界団体自主規制	あり	あり	あり	あり	あり	—

出典：MRI作成